

地方公共団体との研究会 次 第

平成 23 年 11 月 28 日(月) 13:30～15:50
内閣府 永田町合同庁舎 1階 第1共用会議室

1. 開 会 13:30～13:35
内閣府公共サービス改革推進室室長

2. 内閣府からの状況報告 13:35～14:15
公共サービス改革『公金の債権回収業務』～官民連携にむけて
内閣府公共サービス改革推進室

3. 先進的な取り組みについてのプレゼンテーション
・「船橋市の債権管理について」 14:15～14:30
千葉県船橋市税務部債権管理課長

・「秦野市債権の管理等に関する条例」 14:30～14:45
神奈川県秦野市財務部債権回収課長

～休 憩～ 14:45～14:50

・「江戸川区における債権管理に関する取組み」 14:50～15:05
東京都江戸川区総務部納税課長
納税課特別整理係

・「自治体における債権管理と弁護士（会）」 15:05～15:20
東京弁護士会自治体法務研究部所属弁護士

4. 意見交換 15:20～15:50

5. 閉 会

【配布資料】

- ・ 資料 1 - 1 公共サービス改革『公金の債権回収業務』～官民連携にむけて
- ・ 資料 1 - 2 公金の債権回収業務に関する質問等（分類別）
- ・ 資料 2 船橋市の債権管理について
- ・ 資料 3 - 1 「秦野市債権の管理等に関する条例」の趣旨について
- ・ 資料 3 - 2 「秦野市債権の管理等に関する条例」の特徴について
- ・ 資料 3 - 3 債権管理条例制定の経緯
- ・ 資料 3 - 4 債権管理条例第 6 条に関するメモ
- ・ 資料 3 - 5 （参考資料）秦野市債権の管理等に関する条例
- ・ 資料 3 - 6 （参考資料）秦野市債権の管理等に関する条例施行規則
- ・ 資料 4 江戸川区における債権管理に関する取組み
- ・ 資料 5 「自治体における債権管理と弁護士（会）」
- ・ 参考資料 地方公共団体の皆さまへのお知らせ

※資料 2（船橋市）、資料 3（秦野市）、資料 4（江戸川区）、資料 5（倉田弁護士）提出資料